平成２５年（フ）第７６６１号
東京都杉並区高円寺北２丁目28―２　ニュー梨花
債務者　坂倉　　恒
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６９７号
東京都練馬区旭町２丁目45―１―203
債務者　大塚　英昭
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７０１号
東京都品川区西五反田８丁目11―15―1017
債務者　若菜　順子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７３１号
東京都墨田区押上３丁目１－５―503
債務者　山城　洋子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７４８号
東京都あきる野市引田731―34
債務者　泉　　順子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７５０号
東京都新宿区北新宿４丁目１―14　淀橋荘
債務者　小粥　英紀
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７５１号
東京都板橋区小茂根１丁目27―10
債務者　馬場万里子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７５２号
東京都練馬区旭丘１丁目58―11―502
債務者　大井　　弘
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７５６号
埼玉県八潮市大字南川崎937―１―202
債務者　山本　信吾
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７６５号
東京都渋谷区渋谷１丁目15―15―806
債務者　渡辺　由華
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７６６号
東京都江東区亀戸２丁目６－５―1006
債務者　小林　　守
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７７１号
千葉県四街道市鹿渡1028―１
債務者　柳沢　　孝
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７７２号
東京都北区上十条１丁目８―22　多栄荘101Ｂ号
債務者　岡　　徳広
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７７５号
東京都大田区西六郷２丁目49―２―102
債務者　渡邊　雄児
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７８１号
東京都世田谷区上祖師谷５丁目２－３　北島方１号室
債務者　遠藤　琴美
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７８２号
東京都新宿区住吉町８―24―404
債務者　池田　富子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部